

三 監 第 1 3 1 号  
平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂 子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日付で收受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。



本件連合自治会では平成26年度から敬老行事招待対象者に対して、敬老行事への出欠のみならず記念品の要・不要の確認も同時に行っている。

よって、本件記念品の必要数が事前に確定されるので、領収書添付台帳にあるように数度にわたり購入するような不自然な購入をする必要はない。

また、一部では、最初から記念品を希望していないにもかかわらず、民生委員から無理矢理、本件記念品を押し付けられ、迷惑なので別の役員に返還しに行ったという事実がある。

このことから本件記念品の購入数が不適切であることがわかる。また返還された本件記念品の件について報告書への記載がなく、本件記念品の購入額も変更されていない。

本件記念品の購入数は補助事業等実績報告書に添付されている領収書添付台帳の番号①（本件温泉施設の商品券の購入に係るもの。以下「本件領収書添付台帳①」という。）、領収書添付台帳の番号②（本件飲食店の商品券及びおこめ券の購入に係るもの。以下「本件領収書添付台帳②」という。）、領収書添付台帳の番号③（本件商業施設の商品券の購入に係るもの。以下「本件領収書添付台帳③」という。）には396枚と記載されているが、補助事業等実績報告書に添付されている事業別収支決算書（本件収支決算書）の報償費の項目には「記念品385名分」と記載されている。

虚偽報告と私的流用である。

#### イ 本件温泉施設の商品券

本件温泉施設のマネージャーの説明によると、本件温泉施設の商品券は、600円の商品券と1,000円の商品券の2種類ということであった。

しかし、本件領収書添付台帳①の明細記載欄では550円となっており、600円でも1,000円でもない。

また、本件領収書添付台帳①に貼付されている書類では、211,200円を振込みされているが、明細がないので振込み内容がまったくわからない。

虚偽報告である。

上記のことから、本件敬老行行事補助金に係る補助金等確定は違法である。三田市が返還請求を怠っていることも違法である。

明らかに違法・不当な支出が含まれているので、全額について補助金として認めるべきではない。仮に全額でないとしても、違法・不当な支出と認定される分は返還させるべきである。

## 2 請求する措置

三田市長は、本件連合自治会に対して、1,114,000円及びこれに対

する平成26年10月23日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払するよう請求することを求める。

仮に全額でないとしても、違法・不当な支出と認定される分は返還させるべきである。

### 第3 請求の受理

平成27年10月21日付で收受した「住民監査請求書」（以下、「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月26日付でこれを受理しました。

また、自治法242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から本件敬老行事に係る下記の書面が提出されました。

- ・ 補助金等交付申請書及びこれに係る添付書類
- ・ 補助金等交付決定通知書
- ・ 補助事業等変更等申請書及びこれに係る添付書類
- ・ 補助金等交付決定変更通知書
- ・ 補助事業等実績報告書及びこれに係る添付書類（事業別収支決算書及び領収書添付台帳等を含む。）
- ・ 補助金等確定通知書

### 第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

#### 1 監査の対象部署

まちづくり部市民協働局コミュニティ課

#### 2 監査の期間

平成27年10月26日から同年12月18日まで

#### 3 監査の実施方法

##### (1) 請求人からの陳述の聴取等

自治法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成27年11月20日に実施したところ、請求人が出席され、陳述されました。

##### (2) 関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成27

年11月20日に実施したところ、まちづくり部長、同部市民協働局コミュニティ課長及び同課課長補佐が出席され、陳述されました。

また、平成27年11月13日及び同年12月2日に請求人からの主張に対する関係職員からの説明等を記載した書面（以下、これらを総称して「本件説明書」という。）が提出されました。

#### 4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人からの陳述の内容から本件監査請求は、平成26年度に本件連合自治会が実施した本件敬老行事において、本件記念品の購入額の虚偽報告及び私的流用があることにより、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「補助金交付規則」という。）第13条の規定による本件敬老行事補助金に係る補助金等確定（補助金等の金額を確定する行為をいう。）が違法・不当であることから、補助金交付規則第17条の規定による本件連合自治会に対して交付決定された補助金の全部（1,114,000円）又は一部（違法・不当な支出と認定される金額）の返還を請求する必要があるにもかかわらず、この全部又は一部の返還を請求していないことが違法・不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠っているとして、この全部又は一部及びこれに対する平成26年10月23日から支払済みで年5分の割合による金員を三田市に支払するよう請求することを求めるものであると解し、これを監査対象としました。

### 第5 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

#### 1 監査対象に係る事実

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書等及び陳述の内容、関係職員からの本件説明書及び陳述の内容並びにこれらに係る法令の規定等に基づき、下記のとおり確認しました。

##### (1) 本件敬老行事補助金に係る主な事務手続

ア 本件連合自治会は、平成26年7月14日付で三田市長に対して本件敬老行事補助金に係る補助金等交付申請書（交付申請額1,529,000円）を提出した。

イ 三田市は、平成26年7月28日付で本件連合自治会に対して本件敬老行事補助金に係る補助金等交付決定通知書（交付決定額1,529,000円）を交付した。

ウ 三田市は平成26年8月20日に本件連合自治会に対して本件敬老行事

- 補助金（交付額 1, 376, 000 円（交付決定額×9割））を支払した。
- エ 本件連合自治会は、平成26年9月15日に本件敬老行事を開催した。
- オ 本件連合自治会は、平成26年9月24日付で三田市長に対して本件敬老行事補助金に係る補助事業等変更等申請書（変更後交付申請額 1, 114, 000 円）を提出した。
- カ 三田市は、平成26年9月26日付で本件連合自治会に対して本件敬老行事補助金に係る補助金等交付決定変更通知書（変更後交付決定額 1, 114, 000 円）を交付した。
- キ 本件連合自治会は、平成26年10月7日付で三田市長に対して本件敬老行事補助金に係る補助事業等実績報告書を提出した。
- ク 本件連合自治会は、平成26年10月15日に三田市長に対して本件敬老行事補助金に係る返還金 262, 000 円を返還した。
- ケ 三田市は、平成26年10月22日付で本件連合自治会に対して本件敬老行事補助金に係る補助金等確定通知書（補助金等確定額 1, 114, 000 円）を交付した。

(2) 本件敬老行事補助金に係る規定等

本件敬老行事補助金に係る規定として、補助金交付規則及び三田市敬老行事補助金交付要綱（以下「敬老行事補助金交付要綱」という。）を確認しました。

また、本件監査請求に係る事項の取扱いについて関係職員から説明を受け、下記の敬老行事補助金取扱基準1及び同2のとおり確認しました。

ア 敬老行事補助金取扱基準1

予備物品の購入に係る経費については、一般的に行事を実施するにあたっては、参加者数や役員数の増減、作業上のミスや汚損等の発生が想定されることから、補助対象経費と認めている。

よって、購入した物品等に余剰が生じたとしても、これを役員が買取る等により現金化し、精算を求めるような取扱いはしていない。

イ 敬老行事補助金取扱基準2

商品名や明細書等が不明な領収書については、補助事業者（補助金等の交付の決定を受けて補助事業等を行うもの。以下同じ。）に対して内容を確認した上で、補助対象経費と認めている。

また、平成26年度の敬老行事補助金からは領収書添付台帳に明細を記載するように指導している。

(3) 本件連合自治会からの聞き取り結果

請求人の主張に対する本件連合自治会からの聞き取り結果について、下記

のとおり、関係職員から説明を受けました。

ア 本件記念品の配付対象者の把握にあたっては、8月初頃に本件敬老行事の案内を配付するのにあわせて、本件敬老行事への出欠と本件記念品の受取り希望の意向調査（以下「本件意向調査」という。）を行ったとのことであった。

本件意向調査の集計は、8月末頃に行われ、この集計結果に基づき本件記念品を購入したが、この集約後にも本件敬老行事への参加希望、本件記念品の受取り希望があった他、集計誤りもあったことから、これらを反映させた最終的な集計結果（以下「本件集計結果」という。）に基づき、前日の準備をしている最中にも追加購入したことにより、最終的には本件記念品を396人分購入したとのことであった。

なお、本件地区全体での本件集計結果を確認したところ、本件記念品が必要となる人数として「396」と記載されていることを確認している。

また、本件地区に属する各単位自治会等における本件集計結果については、大部分が現存しており、これらについては、本件敬老行事招待対象者毎に調査結果が記載されているとともに、本件地区全体での本件集計結果とも整合していることを確認している。

イ 本件記念品の配付については、本件集計結果に基づき、本件敬老行事出席者には本件敬老行事当日に配付し、本件敬老行事欠席者には平成26年9月14日の本件記念品の仕分け作業を行った役員等により配付されているとのことであった。

また、役員等から本件記念品に余剰が生じたとの報告はないことから、全体としても本件記念品の余剰は生じていないとのことであった。

ウ 本件収支決算書に記載されている「記念品385名分」については誤りであり、「記念品396名分」が正しいとのことであった。

なお、この誤りについては、訂正がなされている。

エ 本件温泉施設の550円の商品券については、交渉により、特別価格にて購入したものとのことであった。

## 2 判断

請求人からの本件記念品の購入額の虚偽報告及び私的流用があるとの主張に係る支出について、敬老行事補助金の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものかどうか、本件連合自治会からの聞き取り結果等を補助金交付規則及び敬老行事補助金交付要綱等の規定並びに敬老行事補助金取扱基準1及び同2に照らして、下記のとおり判断しました。

(1) 本件記念品の不自然な購入に係る主張に対する判断

本件記念品の不自然な購入に係る主張については、下記のとおり判断しました。

ア 請求人からは、本件記念品の購入について、事前に本件敬老行事招待対象者の意向調査を行い必要数を確定させているにもかかわらず、数度にわたって本件記念品を購入されていることが不自然であることから、虚偽報告と私的流用があるとの旨の主張がなされています。

しかし、本件敬老行事のような数百人規模の行事を実施するにあたっては、申込期限後の申込みがあることが当然想定されるものであるとともに、本件敬老行事の主旨及び実施内容からすると、申込期限後の申込みであっても、申込みを受付けることに何ら不合理な点はないことから、数度にわたって本件記念品を購入されていることについては、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

また、本件連合自治会からの聞き取り結果によると、本件連合自治会が把握された本件記念品が必要となる人数（396人）については、本件集計結果によるものであるところ、本件集計結果に係る書類の大部分が現存しているとともに、これらが整合していることが確認されていることから、本件集計結果については、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

イ また、請求人からは、本件記念品を返還した者がいるにもかかわらずこの精算がなされていないことから、虚偽報告と私的流用があるとの旨の主張がなされています。

しかし、本件連合自治会からの聞き取り結果によると、本件記念品の余剰は発生していないこととなっています。

また、購入した物品等に余剰分が生じたとしても、これを役員が買取る等により現金化し、精算を求めるような取扱いはされていない（敬老行事補助金取扱基準1）とともに、上記のとおり、本件集計結果については、何ら不合理な点がないものであると判断したものであることから、仮に、本件記念品に余剰が発生しているとしても、これを精算していないことについては、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

ウ さらに、請求人からは、本件記念品の購入数について、本件領収書添付台帳①から同③までに記載されているものと本件収支決算書に記載されているものが相違していることから、虚偽報告と私的流用があるとの旨の主張がなされています。

しかし、本件収支決算書の報償費の項目における「記念品385名分」の記載については「記念品396名分」に訂正されていることから、この



点については、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

上記のとおり、これらの主張に係る支出については、何ら不合理な点はないことから、これらに係る支出については、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

## (2) 本件温泉施設の商品券に係る主張に対する判断

本件温泉施設の商品券に係る主張については、下記のとおり判断しました。

ア 請求人からは、本件記念品として購入されている本件温泉施設の商品券について、本件温泉施設の商品券は600円の商品券と1,000円の商品券の2種類しかないにもかかわらず、本件領収書添付台帳①の明細記載欄では550円となっており、600円でも1,000円でもないことから、虚偽報告であるとの旨の主張がなされています。

しかし、本件連合自治会からの聞き取り結果によると、本件温泉施設の550円の商品券については、交渉により、特別価格にて購入したものであることから、この点については、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

イ 請求人からは、本件記念品として購入されている本件温泉施設の商品券について、本件領収書添付台帳①に貼付されている書類では、211,200円を振込みされているが、明細がないので振込み内容がまったくわからないことから、虚偽報告であるとの旨の主張がなされています。

しかし、商品名や明細書等が不明な領収書については、補助事業者に対して内容を確認した上で、補助対象経費と認めており、また、平成26年度の敬老行事補助金からは領収書に明細を記入するように指導されている（敬老行事補助金取扱基準2）とともに、本件領収書添付台帳①の明細記載欄には「550円×384枚＝¥211,200」等の記載がなされていることから、この点については、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

上記のとおり、これらの主張に係る支出については、何ら不合理な点はないことから、これらに係る支出については、補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

## 3 結 論

上記のとおり、これらの主張に係る支出については、本件敬老行事補助金の補助対象経費として適法・妥当なものであるとの確証を得られないものではないと判断しました。

よって、これらの主張に係る支出については、補助金交付規則第16条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消しを行わなければならない

いものではないことから、補助金交付規則第17条の規定による補助金等の返還を命じなければならないものではないと判断しましたので、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めることができませんでした。